

令和2年2月1日

福祉・介護特定処遇改善加算取得について

○福祉・介護特定処遇改善加算に係る加算の取得状況について

- ・ 処遇改善加算 区分 I
- ・ 福祉専門職員配置等加算 区分 I
- ・ 特定処遇改善加算 区分 I

○賃金以外の処遇改善加算に関する具体的な取り組み

- ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備
- ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間非正規職員制度の導入等）
- ・ 職員の増員による業務負担の軽減

○処遇改善特定加算支給額

10年以上福祉事業に就業経験がある従業者には5,000円/月～50,000円/月の処遇を改善する。（常勤に限る）

合同会社 Homey
児童発達支援・放課後等デイサービス
ほみいくらぶ ほみいくらぶ だて